

令和2年12月25日

第1回 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について（書面開催）

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条及び第3条の2に基づき、令和元年11月22日、宇都宮交通圏は、国土交通省において、特定地域の指定基準に基づき該当状況を確認したところ、指定基準に該当しなかったことから、令和2年3月31日をもって特定地域の指定が解除され、令和2年4月1日より準特定地域となっております。

今回の協議会では、宇都宮交通圏が、特定地域から準特定地域になったことに伴う設置要綱の改正と準特定地域計画の策定について、協議をしていただきたいと思います。

本来であれば、会議を開催した上で、ご審議いただくところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回は書面による協議とさせていただきます。

なお、新たに協議会の構成員として加入されたい方は、開催日（書面発送日）の4日前（令和3年1月8日・金曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出願います。

記

1. 日時 令和3年1月12日（月）書面発送
2. 予定している議題 (1) 準特定地域協議会設置要綱の一部改正について
(2) 準特定地域協議会地域計画の策定について

本件に関する
お問い合わせ先

栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会事務局
一般社団法人 栃木県タクシー協会
鉢村 TEL : 028-658-2411